

2021 年 3 月改定（第 2 版）

2012 年 5 月作成（第 1 版）

医療機器届出番号：27B3X00141000101

歯科材料 09 歯科用研削材料

一般医療機器

歯科技工用ダイヤモンド研削材

JMDN70902000

ハイパワーダイヤモンド

【警告】

- 各形状の最高許容回転数は下記のとおり

L1～L4 30,000 回転以下

その他 40,000 回転以下

上記の回転数を超過して使用しないこと。回転数を超過して使用した場合、怪我をする恐れや、器具の損傷の恐れがあります。

【保管方法及び期間等】

- 水分、腐食性液剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的付加）及び汚染を受けないように保管すること。
- 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること

【製造業者又は製造販売業者の氏名又は名称及び住所等】

【製造販売業者】 株式会社サポート

住所 〒581-0845

大阪府八尾市上之島町北 1-60-3

電話番号 072-923-0139

【形状・構造及び原理】

製品番号	シャンク	入数	粒度	作業部形状
S 1	HP	1	150	
S 2	HP	1	150	
L 1	HP	1	100	
L 2	HP	1	100	
L 3	HP	1	120	
L 4	HP	1	120	
D 1	HP	1	120	
D 2	HP	1	120	

1) 構造

本品はシャンク（軸部）と作業部からなる

2) 材質

作業部：ダイヤモンド砥粒

軸部：スチール鋼（軸径 2.35 mm）

3) 原理

バーを回転させることにより、作業部で研削物を削る。

【使用目的又は効果】

歯科用陶材、各種歯科用金属の研削に用いる。

【使用方法等】

歯科技工用のハンドピースに確実に装着し、ソフトタッチで断続的に研削物に押し付けて研削します。

【使用上の注意】

- 指定の回転数を超過して使用しないこと。
- 歯科技工用回転機器メーカーの指示に従い、シャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでないことを確認すること。
- 必ず右回転で使用する。
- 使用前に低速にて予備回転させ振れがないことを確認すること。
- 損傷、変形（曲がり、汚染）等のある物は使用しないこと。
- 本材を使用して研磨する際には、局所集塵装置、公的機関が認可したマスク等を使用すること。
- 目の損傷を防ぐ為に保護メガネ等を使用すること。
- 本材は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。